

自転車保険(傷害総合保険)

山崎製パンの団体だから
一般加入より
51.25%割引

(団体割引25%、優良割引35%)

自転車事故によるおケガ、賠償事故を補償します!

ご本人の加入で同居のご家族全員が補償されます。
ご本人はもちろん、同居の家族が自転車に乗る方は
ぜひご検討ください!

自転車保険にご加入の皆さまへ

自転車総合保険が販売停止となったため、傷害総合保険自転車プラン(自転車保険)へ移行しました。商品改定に伴い、団体割引の拡大および損害率による割引が適用されたため、同保険料水準で補償アップを行いました。

<主な変更内容>

1. 死亡・後遺障害保険金の補償拡大!!
2. 入院・手術保険金の補償拡大!!
3. 賠償責任の範囲拡大!!

自転車保険

自転車保険は、自転車事故(*)を補償します。

*日本国内において、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故によるケガをいいます。以下同様とします。

自転車とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車およびその付属品をいいます。
子供用ペダルなし自転車(ストライダー等)、キックスクーター、電動キックボード等は、自転車に含まれません。

傷害補償

万が一の場合 -死亡保険金・後遺障害保険金-

自転車事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害を被られた場合にお支払い。(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払い。)

入院補償

自転車事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。(1,000日限度)

手術保険金

自転車事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。

通院補償

自転車事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院し、医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払い。(90日限度)ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。



個人賠償責任補償

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」15ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

従業員ご本人がご加入いただくと、ご家族全員を補償します!!

「家族」とは、次の方をいいます。

①被保険者本人 ②被保険者本人の配偶者 ③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族 ④被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

加入プランの保険金額と保険料(加入プランをお選びいただきます)

(保険期間1年、団体割引25%、優良割引35%、自転車傷害危険のみ補償特約セット)

内容		型	F	G
ケガ	死亡・後遺障害	本人・配偶者	1,000万円	1,000万円
		その他のご家族	500万円	
	入院保険金日額		6,000円	
	手術保険金		入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額		4,000円		
個人賠償責任(自己負担額なし)			4,000万円	1億円
一時払保険料(年間保険料)			4,150円	4,580円

※入院保険日額、通院保険日額は本人・配偶者・その他親族とも同じ保険金額となります。

自転車保険加入義務化自治体

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、宮城県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、鹿児島県、福岡県、熊本県、愛知県、岡山市 等

自転車保険加入努力義務化自治体

茨城県、鳥取県、徳島県、北海道 等

(2023年4月現在)